
平成21年大和町議会決算特別委員会会議録（第5号）

平成21年9月18日（金曜日）

応招委員（17名）

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 委員長 | 堀籠日出子君 | 委員 | 馬場久雄君 |
| 副委員長 | 浅野正之君 | 委員 | 鶉橋浩之君 |
| 委員 | 藤巻博史君 | 委員 | 上田早夫君 |
| 委員 | 松川利充君 | 委員 | 大友勝衛君 |
| 委員 | 伊藤勝君 | 委員 | 中川久男君 |
| 委員 | 平渡高志君 | 委員 | 中山和広君 |
| 委員 | 堀籠英雄君 | 委員 | 桜井辰太郎君 |
| 委員 | 高平聡雄君 | 委員 | 大崎勝治君 |
| 委員 | 秋山富雄君 | | |

出席委員（17名）

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 委員長 | 堀籠日出子君 | 委員 | 馬場久雄君 |
| 副委員長 | 浅野正之君 | 委員 | 鶉橋浩之君 |
| 委員 | 藤巻博史君 | 委員 | 上田早夫君 |
| 委員 | 松川利充君 | 委員 | 大友勝衛君 |
| 委員 | 伊藤勝君 | 委員 | 中川久男君 |
| 委員 | 平渡高志君 | 委員 | 中山和広君 |
| 委員 | 堀籠英雄君 | 委員 | 桜井辰太郎君 |
| 委員 | 高平聡雄君 | 委員 | 大崎勝治君 |
| 委員 | 秋山富雄君 | | |

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|---------|------------------------------|---------|
| 町 長 | 浅野 元 君 | 保健福祉課長 | 瀬戸 善春 君 |
| 副 町 長 | 千坂 正志 君 | 産業振興課長 | 庄司 正巳 君 |
| 教 育 長 | 堀籠 美子 君 | 都市建設課長 | 高橋 久 君 |
| 代表監査委員 | 三浦 春喜 君 | 上下水道課長 | 渋谷 久一 君 |
| 総務 まちづくり 課長 | 遠藤 幸則 君 | 会計管理者兼 会計課長 | 浅野 雅勝 君 |
| 財 政 課 長 | 千坂 賢一 君 | 教育総務課長 | 織田 誠二 君 |
| 税 務 課 参 事 | 森 茂 君 | 生涯学習課長 | 八島 勇幸 君 |
| 町 民 課 長 | 瀬戸 啓一 君 | 総務 まちづくり 課長 対策 官 | 千葉 恵右 君 |
| 環境生活課長 | 高橋 完 君 | 産業振興課 企業誘致 対策 官 | 浅井 茂 君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 局 長 | 伊藤 眞也 | 主 査 | 藤原 孝義 |
| 班 長 | 瀬戸 正志 | | |

議事日程

代表質疑

- ・ 総務常任委員会（伊藤勝委員）
- ・ 社会文教常任委員（中川久男委員）
- ・ 産業建設常任委員会（大友勝衛委員）

平成20年度各種会計決算採決

午後 1 時 2 7 分 開 議

委 員 長 （堀籠日出子君）

皆さん、こんにちは。

まだ定刻前なのですが、皆さんおそろいですので、早速始めたいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより監査委員報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですから、これで監査委員報告については質疑を終わります。

続きまして、代表質疑を行います。

代表質疑は総務常任委員会、社会文教常任委員会、産業建設常任委員会の順に行います。

初めに、総務常任委員会代表、3 番伊藤 勝委員。

伊藤 勝委員

それでは、総務常任委員会を代表しまして代表質疑をいたします。

まず、1 点目の自主防災組織について質問いたします。

自主防災組織は、町内会、自治会などが母体となって、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体であり、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、その重要性が認識された組織であります。阪神・淡路大震災は、数千人の死者が発生し、阪神地区の都市機能停止という未曾有の被害をもたらし、従来の防災観を大きく揺さぶりました。この大震災を検証してわかったことは、行政がなし得た役割はごくわずかで

あり、防災のためにもっとも機能したのは地域住民だということが判明したということであり、都市機能が停止したときに地域住民による自主的な防災活動こそ非常時において最大の効果を発揮するということでもあります。

大和町は面積が広く59の地区がありますが、20年度中に設置された自主防災組織は5地区で、全体では21地区の20組織となりましたが、まだ半分にも満たない状況であります。自主防災組織を各地区単位で早急に立ち上げ、大規模災害に備えることが重要なことであると考えます。このことについて町長の考えを伺います。

2点目に、徴収率の向上対策について質問いたします。

徴収率向上対策については、過去の予算特別委員会等において何回か質問され、各種対策がとられていますが、最近の経済状況の影響もあり、なかなか徴収率の向上につながっていない状況があります。このような中で徴収事務に当たられている職員の皆様には敬意を表したいと思います。

平成20年度の決算においては、町税で2億8,286万円、国保税で3億8,559万円と多額の収入未収額となっています。昨年秋の金融危機により経済状況が悪化したことも大きな要因と思われますが、年々増加している状況にあり、どこかで歯どめをかけなければ大変な状況に陥ってしまいます。

特に国保税の徴収率は58.89%と60%を切り、国保財政の運営に支障が出かねない状況になっております。また、町の各種事業を実施するために、自主財源のかなめである町税が予定どおりの収入をされていることが基本であり、税の公平負担の原則に照らして、督促や滞納処分を徹底的に行うことが重要であります。徴収率を向上させるための各種対策は適切に実施されたのか、また、その結果を踏まえて今後どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

次に、3点目の女性行政推進対策について質問いたします。

当町の女性行政に対する取り組みは平成8年度から始まり、平成12年度に策定された「たいわ男女共同参画推進プラン」に基づき各種施策が展開されてきております。県内町村の中では早い段階から取り組まれていることに対して評価するところであります。しかしながら、事業の性格上、その成果がなかなか見えるものではありませんので、担当の方は苦勞されているのではないかと思います。

平成20年度においては講演会や高校生を対象とした啓発事業等を実施しておりますが、その具体的な内容と成果及び今後の推進策についてお伺いいたします。

委員長（堀籠日出子君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、伊藤委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、自主防災組織についてでございますけれども、この組織につきましても、平成7年の1月に発生し戦後最大の被害をもたらしました阪神・淡路大震災の経験から、地域における防災活動の重要性、自主防災組織の必要性について極めて貴重な教訓を受けて、全国各地で組織化が進められておりまして、議員お話しのとおりでございます。

大和町におきましても、宮城県沖地震、宮城県を震源とする地震の発生率が30年以内99%と言われておりますことから、行政区や町内会、関係団体に組織化を呼びかけ、平成17年8月の城内中区自主防災会を皮切りに、平成18年1月には鳥屋地区ということで、平成18年度は9地区ですね。平成19年度は4地区、平成20年度は5地区の合計で21地区、20の防災会が設立されておるところでございます。地区数では大和町の35.6%、世帯数では4,551世帯が加入しておるところでございます、52.3%、人口でいきますと1万2,907人、51.9%の組織率になってございます。

自主防災組織促進のためには、区長会の全体会議で毎年説明、協力を依頼しておりますし、昨年5月には、自主防災組織の結成に当たっての組織の編成や規約の作成、運営、こういったものを細部にわたって示しております「自主防災組織の手引」を作成いたしまして、全区長さんに配布しているところでもございます。

また、ことし6月の「広報たいわ」におきましても、地震の減災対策について特集を組み、自主防災組織の設立の状況や設立支援事業を紹介しましてPRも図っておる状況でございます。

自主防災組織につきましても、自分たちの地域は自分たちで守るという、この自覚、また連帯感に基づきまして、地域において共助の中核をな

す組織でありますので、町内全体、全地区で組織されるよう、今後とも、各区長さんを初め、町内会、婦人防火クラブ、消防団、または黒川消防署等の関係機関の指導・協力を得ながら、自主防災会の設立に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、徴収率の向上対策についてのご質問でございます。

平成20年度におけます徴収対策につきましては、早期督促と臨戸訪問を基本にいたしまして、滞納者の実態を正確に把握し、個別滞納者の状況に応じた効率的な滞納整理を図り、特に常習・高額滞納者に対しましては、各種財産調査を計画的に推進して効果的な滞納処分と継続的な徴収対策を実施してきたところでございます。

しかしながら、委員もお話しのとおり、現在、百年に一度の経済危機の中、給与水準の低迷や雇用の不安等もございまして、納税環境は大変厳しい情勢となっております。平成20年度の町税の徴収率につきましては92.40%、前年度比で0.9ポイント低下いたしておりますし、国民健康保険税の徴収率も58.89%と、前年度対比で6.59ポイント低下しておる状況にございましたが、収納率の向上、滞納額の削減、これは町の財政の運営及び税等の平等性の確保にとって極めて重大な要素でもございます。また、町税、国民健康保険税などの滞納は、結果的に多くの善良な納税者の負担となりますことから、税等の公平性を揺るがし、町民のモラルハザードにもつながりかねない問題でもございます。

このため、収納率の向上対策といたしましては、一つには、累積滞納につきましては、根雪的な滞納繰り越しとしないためにも、早期に法的処理の方針を決定することによりまして、時効期間経過による徴収権消滅を極力削減し、租税債権の適正管理に努めてまいります。特に、高額滞納者と悪質滞納者を重点といたしまして、移管予告書兼催告書を送付し、期間内に連絡のない滞納者につきましては、協議の上、宮城県地方税滞納整理機構へ事案を引き渡し、滞納整理を図ってまいりたいと思います。

次に、現年分収納率の向上に係る対策を強化をしまして、初期の滞納予備軍について収納を促進し、収納率の向上を図りたいと思います。滞納の発生から法的処理に至るまでの取り扱いの基準を定めまして対応するよう努めてまいります。このため、町民の皆様から理解を得るために、税の公平性の観点から、税の重要性を広く広報することが必要であるというふう

に考えております。

さらには、企業訪問を実施しまして特別徴収事務事業所の増加を図ること、また効果の高い口座振替利用率を高めること、また納付の機会を拡大するためのコンビニ収納やインターネット公売の拡充を検討してまいりたいと思います。

また、滞納整理に当たります職員のモチベーションを向上するため、収納業務に適性や意欲のある職員につきましては、高度な収納ノウハウを身につけるための税務職員研修会などへの積極的な参加を通しまして意識の高揚も図ってまいりたいと思います。

そのほか、今行われております宮城県の地方税滞納整理機構を参考にしまして、今後におけます組織の見直しを考えて、徴収率の向上と滞納額の削減に全力で取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、女性行政推進対策についてでございますが、大和町では平成8年に環境生活課に女性政策課を配置しまして、女性の地位の向上ということからスタートしたわけでございますが、国におきましては、平成11年の6月に男女共同参画社会基本法が公布施行されました。大和町では翌年の平成12年度に大和男女共同参画推進プラン、これは第1次推進プランでございますが、これを策定しまして、それに基づきまして事業を推進してきたわけでございますが、さらなる強化を図るために、平成17年度には男女共同参画推進条例を制定いたしまして、実施計画に基づき男女共同参画の推進に努めてきているところでございます。

この第1次推進プランでは平成21年度までの10カ年計画となっておりますが、今年度で計画期間が切れるわけでございますが、本年度は第2次推進プランの策定を予定しているところでございます。

平成20年度に実施いたしました事業の内容につきましては、大和町男女共同参画推進審議会審議委員、各種女性団体代表者等を対象にいたしまして、「男女共同参画のこれからの推進のあり方」と題しましての講演会を行ったところでございます。

また、黒川商工会の女性部、母親クラブ、JAあさひなフレッシュミズ会の方々を対象にいたしまして3回のフォーラムを実施したところでございまして、皆様からいただきましたご意見を今後の第2次推進プランに十

分生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

これまでの男女共同参画推進の成果の指標といたしまして、女性の審議会等の登用率があるわけでございますけれども、大和町では平成11年の2月には11.2%でございましたが、21年の4月現在では24.8%と倍以上になっております。目標30%でございまして、まだ達してはおりませんが、その30%に近づくようにさらに推進してまいりたいとも考えております。

高度情報化、少子高齢化社会を迎えまして、10年前とは時代も変わってきておりますので、目的とか基本理念といったものは変えないまでも、各施策の内容につきましては、今月末に第1回目の策定委員会を予定しておりますが、さらに多くの皆様からご意見をいただき、また国の改正内容等も参考にしながら、県との連携を図りつつ、第2次推進プランを策定して、今後なお一層の男女共同参画推進に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

委員長（堀籠日出子君）

伊藤 勝委員。

伊藤 勝委員

それでは、再質問いたします。

1点目の自主防災組織について、地区においては高齢者の世帯が多くなり、自主防災組織の必要性がさらに高まっています。また、各地区の活動を自主的に担っているのは高齢者の方が多く、そのため自主防災組織を結成する方法等がわからず、なかなか前に進まないのではないかと思います。町がもっと積極的にアドバイスを行い、リードする形で進めなければ、今の状況から脱却するのは難しいのではないのでしょうか。未設置の行政区への指導をさらに強化する必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

次に、2点目に、徴収率の向上対策について、各種の徴収対策を行っているようですが、収納に対して相談窓口、対策室を設けるとか雇用推進対策窓口を設けるといふ、徴収率向上をさせる考えはないのかお聞きいたします。

3点目に、女性行政推進対策について、男女共同参画の実現に向けて、町民を対象にした各種事業を行うとともに、町政にかかわるすべての役場職員が男女共同参画の視点をもって施策を進めていくことが必要ではないかと思えます。現在の役場の職員数は200名ぐらいと聞いておりますが、管理職は男性ばかりであります。周辺町村には女性の管理職も見受けられます。当町における女性管理職登用について、どのような考えを持っているかお伺いいたします。

委員 長 （堀籠日出子君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
お答えをします。

まず、自主防災組織でございますが、先ほど申し上げたとおり、今21地区で20防災組織というふうになっております。議員お話しのとおり、地区地区におきましては高齢者がふえてきている現状、これはそのとおりだと思っておりますし、そういった方々の力もいただきながら今進めている状況ももちろんあります。

防災組織の組み立ての方法とかわからないということでございましたけれども、先ほど申しましたけれども、代表する区長さん等にはそういった説明をしておりますし、組織の手引等をお配りしておりますし、広報等でも広げているところでございます。そういった中で、もちろんこういった進め方について、何ていいますか、具体的にもっと知りたいというのであれば、町の方に来ていただければ、それは指導してまいりたいというふうに思っておりますし、今もやっておるところでございます。

町の積極的なリーダーシップももちろんでございますが、地域でやっていくということでございますから、地域地域のリーダーの方々にも頑張ってもらえばというふうに思っております。

今、区長さんというお話もされましたが、議員の皆様方にも、地域のリーダーでございますので、それぞれの地域で自主防災組織立ち上げ、そういったものにも皆さん方からお声がけをいただいて、そして、できるだけ多くの地域に組織ができるように、町ももちろんやっておりますが、議

員の皆様方にもお願いをしたいというふうに思います。

それから、徴収率の相談窓口、収納相談の窓口ということと雇用促進の窓口ということとございました。徴収率の窓口というか、要するに納税についての相談窓口ということになるというふうに思っておりますが、常に窓口、役場の税務課では相談を受けておるところでございます。特別の日を設けて、この日が納税の相談の日とかっていう形ではございませんけれども、その窓口ということにつきましては常に設けておる。もっと明確にその窓口を設置するというようなご意見かもしれませんが、例えば税の相談の日とか、そういったことも方法としてあるのではないかというふうにも思うところでございます。

また、雇用の窓口ということでございますが、町ということもあるんですが、今、大和町にはハローワークがございます。設備もそうですし、情報も非常に集まっている中でございまして、町としましても雇用についてハローワークの所長さんと一緒に企業訪問をしてお願いする等々の行動もとっておるところでございますけれども、窓口とするというと、ハローワークがかえって、そういった専門的な情報もあるところでございますので、そちらの方がよろしいのではないかというふうに思っております。

いろいろ設備もそろっておるようございまして、各地域から来られているので、大和町のハローワークもちょっと込んでいるというお話は聞いておりますが、駐車場等もかなり、まほろばホールの駐車場も開放しておりますので、多くの方々に来ていただいているというふうに所長さん方からもお話を聞いておるところでございますが、連携はもちろん、そういったハローワーク等々はとっていくわけでございますけれども、窓口としては、大和町とあちらと両方置くというよりも、一本化した方が情報等にもよろしいのではないかというふうに今思っているところでございます。

それで、最後に男女共同参画の中での女性の登用率ということでございました。先ほど申し上げましたが、審議委員会とかそういった部分につきましては20数%、30%の目標には達してないところでございますが、随分ふえてきておるところでございます。人数が多ければそれでいいというものではないと思いますし、内容的なものも必要なんだろうなと思っております。

また、役場の職員について、確かに今女性の管理職ございませんが、私

は特別男性だから女性だからって言って区別しているところではございませんで、やっぱり適材適所でやっていくのが当然だというふうに思っております。そういったふさわしい人、そういった年代でふさわしい人、そういった方々が当然あらわれて、そういう人材がおれば、積極的に登用はしていきたいというふうに思っております。

委員長（堀籠日出子君）

伊藤 勝委員。

伊藤 勝委員

女性の管理職ですけれども、町自体がやっぱり人材を育てていくという観点からも、もう少し若い人たちを一生懸命育てて、管理職に登用していくような方向性で考えてはいかがなのかと思いますが、その辺をお伺いたします。

委員長（堀籠日出子君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

若い人材を育てる、そのとおりだというふうに思います。若い人を育てて、そして、そういった方々に頑張ってもらう、町のために働いてもらうということは必要だと思いますし、そういった若手、若手を育成で、ほかを育成しないのかということではないですけれども、若手の方々に、若い方々にそういった、何ていいますか、機会の提供、講習会とかそういったものを提供して、頑張ってもらうということは、おっしゃるとおりだというふうに思っております。

あと、男女ということにつきましては、先ほども申しましたけれども、私は男女という区別は全くつけておりませんので、その中で、やる気のある人、実力のある人、そういった方々ができれば、そういった方々に、そういった管理職という、責任能力といいますか、能力のある方があれば、それは積極的に登用するというのは基本的な考えでございます。

伊藤 勝委員

以上をもちまして私の代表質疑は終わります。ありがとうございました。

委員長（堀籠日出子君）

社会文教常任委員会代表、14番中川久男委員。

中川久男委員

それでは、社会文教常任委員会を代表いたしまして質問をいたします。

1件目、森の学び舎の管理運営について。

森の学び舎の昨年度の利用は、年間利用日数で34日間、利用人数で1,523人となっております。町内の学校は無論、肢体不自由児の方々や山遭協、中体連等で利用されているが、現在の利用方法でよいのか。むしろ宿泊施設を備えた新たな施設に建てかえ、現在の機能については嘉太神分校にシフトしてはどうかと。

まず、森の学び舎については、年間100万円ほどの経費を支出しているところですが、社会文教常任委員会においても平成19年11月に現地を視察しております。その際感じたのは、雨漏りやその他の傷みがひどいと感じたところであります。今回の決算額には修繕費用が含まれていないようですが、このままでいけば大規模な修繕がいずれ必要となってくると思われます。そうすると100万円の経費で管理を続けることはできないと感じます。

さらに、森の学び舎補助金の残存年数は平成47年までであるとの説明でもありました。そうしますと補助残存期間がなくなるのは四半世紀後半のことになります。さまざまな団体に利用されているものの、毎年100万円をかけながら年間34日間の利用日数では、費用対効果を考えると、廃止を含めて考える時期に来ているのではないのでしょうか。

また、嘉太神分校についても平成57年度まで補助残存期間があるものと。森の学び舎と比べると傷みも少なく、現在、利用日数が森の学び舎よりも少ない状況であります。現在の森の学び舎の機能を旧嘉太神分校にシフトした方がよいのではないのでしょうか。森の学び舎については廃止をして、むしろ宿泊施設を備えた新たな施設に建てかえ、観光施設にもなるよ

うなものにしてはどうかと考えます。

幸いなことに、国においても補助金適正化法の規制緩和が検討されております。2008年3月28日の補助金等適正化中央連絡協議会の幹事会において了承されたとのこと。これは法律の改正ではなく運用による改善のようですが、その内容は、おおむね10年を経過したものは補助目的を達成したものとみなし、財産処分については報告をもって国の承認があったものとみなす包括承認制度であります。用途や譲渡先等については差別的な扱いをしないことや、有償の譲渡、貸し付けを除き、国庫への納付を求めないことになっております。正式な決定になるかはわかりませんが、それほど遠いことではないと思います。補助の返還もなくなることで、今のうちから施設の有効活用を考えてはいかがでしょうか。

参考になりますけれども、社会文教常任委員会でも来月視察を予定している奈良県の宇陀市では、閉校となった田口小学校を、過疎債の適用を受け、地域交流施設整備事業で校舎をリニューアル化し、文化芸術活動体験交流施設、ふるさと元気村につくりかえております。このほかにも、内牧小学校を宇陀市森林組合に施設を無償譲渡し、林産業の拠点に、伊那佐小学校をNPO法人が運営する知的障害者の生活介護事業所に転用させています。このような形の中で常任委員会も来月視察をするので、町長の所見を伺います。

2件目、大和町の介護保険事業についてお伺いします。

居宅介護の伸びが20%と大きな伸びを示しているものの、介護施設の利用についても8%の伸びを示している。保育所の待機児童ではないが、介護施設に入所できない人もふえていると考えられます。本町にも介護施設があれば入りたい人が多いはずであります。第4次介護保険事業計画がスタートしたばかりですが、第5次の計画には介護施設の建設計画を考慮しなければならぬのではないのでしょうか。

また、介護予防事業に大和町独自の事業を取り入れるなどして、介護先進町を目指す考えはないか。

以前は施設介護が多かったものの、第3次介護保険計画あたりから居宅介護のシフトが図られております。今では居宅介護の方が多くなってきている状況にもあり、今回の決算概要においても、居宅介護については20%、通所サービスや訪問サービスにおいても20から30%の伸びを示してお

ります。介護施設の利用に関しても8%の伸びを示しているところです。居宅介護ほどではないにしろ、施設介護についても伸びを示しておりますが、保育所の待機児童とはまるで違うものの、もっと町内に介護施設があれば入りたいと思っている人も多いはずで、今年度から第4次介護保険がスタートしたばかりですが、第5次の介護保険計画は介護保険施設の建設計画も考慮しなければならないと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、介護予防についてもいろいろと実施されていると思いますが、他町村の状況を見てからということではなく、大和町独自の事業を考え出し、町単独事業として実施していく考えはないかお伺いをいたします。

国・県の補助メニューとは別に、金額の多少にかかわらず、大和町の状況に合った介護予防事業を考案し実施すれば、介護の先進町となる考えはいかがでしょうか。よろしくお願いをいたします。

委員 長 （堀籠日出子君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、中川委員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、森の学び舎の管理運営についてでございます。

森の学び舎につきましては、吉田小学校の升沢分校の校舎としまして防衛施設局の補助を受けまして、昭和50年に建設されましたRC造りの平屋の建物でございます。平成8年3月に升沢分校が閉校の後に、平成8年の4月に野外活動の拠点施設として生まれ変わりました。8月には森の学び舎に名称変更いたしまして現在に至っておりますでございます。

開設以来、町内の小学校、県の肢体不自由児協会、また県の高等学校の体育連盟、また県の山岳遭難防止対策協議会など、毎年1,500名ぐらいの方々に日帰りや宿泊施設として利用をいただいております。利用につきましては、開設時の目的でございます自然観察、植物観察、川遊びや虫とりなど、野外活動の拠点施設としての利用が図られているものと考えております。

新たな施設に建て替えてとの質問でございますけれども、現在の建物に

つきましては、先ほども申しました防衛施設局からの補助ということでございまして、解体する場合には、いろいろ先ほどお話あったところでございますが、多額の補助金返還をする必要がありますことから、現在の建物を維持しながら利用を継続して、またホームページや広報で施設を紹介して利用者をふやすような努力をしていきたいと、このように考えております。

次に、介護保険事業についてでございますが、平成20年度介護保険給付費につきましては、総額10億 5,043万 5,856円と、前年度と比較しまして9,632万 6,235円の増、10%の伸びとなっております。居宅介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス給付等につきましても、それぞれ14%から30%の伸び、施設サービスでは8%の伸びとなっておりますところでございます。

また、介護老人福祉施設への待機状況でございますが、特に特別養護老人ホームの待機者、入所希望者でございますが、待機者は20年の6月時点での県の調査におきまして、町内では98名の方が待機しておりましたが、その後22名の方が入所されておるところでございます。

老人保健施設の利用状況でありますけれども、年間利用人数につきましては、19年度の利用人数が671名に対して、20年度におきましては824名と増加もしております。月平均利用者数を見ますと、20年度で平均69名の利用者が21年8月現在では77名とふえておるところでございます。

第4期介護保険事業計画では、具体的な老人保健施設整備を掲げておりませんが、利用率の増加が予想されることから、給付計画値の増量を見込んでおるところでございます。

また、今後におけます介護施設整備の考え方でありますけれども、高齢者、介護認定者の増加に対応するためには、介護施設の整備につきましても必要不可欠なことと考えておりますが、町民の方々には保険料の増額と負担にもつながってまいりますことから、町民懇談会等で町民の皆様の意見をよく聞くなどして、いろいろな角度、立場から検証しながら計画をしなければならないと、このように思っているところでございます。

次に、介護予防事業に町独自の事業を入れるなど、介護先進町を目指してはとのことでございますけれども、大和町ではこれまでも他町村に先駆けまして取り組んでいる事業も多々ありまして、現在、筋力アップとあわ

せ、生活機能の向上を図る転倒予防講座、口腔講座、栄養講座、認知症予防講座、笑い塾など種々の事業を生き生きサロン出前講座として他町村に先駆けて行っているところでございますが、なお事業の研究を重ねてまいりたいと思います。

また、認知症の知識を身につけ、患者さんや家族を支援する認知症サポーターの養成でございますが、8月22日に113名の参加によります養成講座を開催しまして、登録者数では221名となりまして、今後とも地域のお年寄りの応援団としての養成を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

委員長（堀籠日出子君）

中川久男委員。

中川久男委員

決算委員会ですから、再ということでも再確認をさせていただきます。

まずもって、ただいま答弁をいただきました。確かに残存価格、平成47年、そして53年と二つの施設があるわけですが、やっぱり、幸いなことということで、補助金適正化法の規制緩和が検討されておりました。その結果が2008年の3月には、補助金等適正化中央連絡協議会幹事会というような、そのもので来てますので、ぜひともこの辺の残存価格に、残存そのものを残しておいたんではすごい大規模な工事がかかる前に、何かのこういうものを利用できるのであれば、町としても提案をし、たたき台にのせて、前向きな施設の運用なり、そういうものの自然を絡めた中の野外実習というんですか、そういう施設に切りかえてもらいたいというふうに思います。

もう一つは、確かに今町長が申したとおり、介護保険事業、やっぱり居宅介護の伸びがすごいと、そして、確かにいろいろなメニューで町でも取り組んでいただいておりますが、やはり居宅のそのものについての介護ですね。やっぱりいろいろな立場で細かく使えるような施設があってもよろしいんでないかと。今後の第5次の計画にはそういう施設も絡めながら、逆に町民の皆さんの税金などのアップがということで町長はお答えありましたが、そのとおりでございますが、その辺をうまく利用しながら、前向きに検討段階に入っていただけるでしょうか。

委員 長 （堀籠日出子君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、最初のご質問というか、再質問でございます。

適正化法の改善、緩和あるようでございますが、すべてが同じような状況ではないようございまして、教育関係の部分と防衛の部分と、そういったものでは随分違っておるようでございます。防衛については、ここにつきましては防衛の補助でやっておりますが、防衛の補助のその適化法の見直しというものにつきましては、まだまだかなり厳しいといえますか、状況でございます。そういったところでございますので、学校の施設としてつくられたものをほかのものにという運用の方法につきましては、随分緩和もされているように聞いておりますけれども、同じではないケースもあるということをご理解いただきたいと思います。

なお、その辺につきましては、また詳しく町の方でも調べておりますが、なお研究をしてまいりたいというふうに思います。

それから、施設といえますか、今後の介護の計画につきまして、いろんなそういった施設も含めてというお話でございますけれども、先ほど申しましたとおり、今、第4期スタートしたばかりの段階でございます。第5期にというお話でございますけれども、今後いろんな国の制度等々の変更もあるかもしれませんし、そういった状況を見きわめながら、また、先ほども申しましたけれども、いろいろな方々、町民の方々とか関係者、いろんな立場の方々のご意見を伺いながら、計画にそういった意見を取り入れた中で計画を組んでいければというふうに思っております。

委員 長 （堀籠日出子君）
中川久男委員。

中川久男委員

確かに森の学び舎そのものは防衛庁そのものの補助事業でありますけれども、やっぱりこのような、宇陀市では過疎債の適用を受けということもありますから、ぜひその辺もご検討しながら、何かいいそういう適用、外

せるものがあるのであれば、町としても手を挙げて取り組む意気込みは町長ありますか。

委員 長 （堀籠日出子君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

森の学び舎といいますか、あのエリアにつきましては、住民の方々の移転地という形にもなっておるところでございますので、その利用につきましては、緩衝緑地帯という位置づけになっております、ありエリアですね。ですから、新たな使い方というものにつきましては、いろいろそういった制約といいますか、そういったものもあるところもありますので、そういった部分についてのクリアする問題も多いんじゃないかというふうにも思っております。（「終わります」の声あり）

委員 長 （堀籠日出子君）

産業建設常任委員会代表、13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

産業建設常任委員会を代表しまして、3件についてご質問いたしたいと思っております。産業建設は産建だから3件でいいんだというような中でですね、それは冗談としまして、3件で質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、農業集落排水事業の分担金及び使用料の収入未済額についてということで、分担金、第1節の受益者分担金現年度分 232万 600円、さらには第2節受益者分担金滞納繰越分 166万 2,200円ということで、これは36名該当するということでご説明いただいたわけです。さらには、使用料の未済額が26万 8,199円、これらにつきましては、公平負担の原則から、督促、徴収対策は今後いかに進めるべきかということでございます。

ちなみに、産建の所管のそういった徴収につきましては、上水道が滞納繰越分として 296名ということで、収入未済額が 1,634万 9,341円、さらに今、現年度分ですね、6カ月今年度過ぎているわけですが、その中でさらにふえているというような数字があります。人数的に 1,342人、そして

収入未済額として 1,735万 8,169円ということで、上水道については合わせて 3,370万何がしの使用料が滞っているという現状でもございます。また、下水道におきましても、同じように相当額が滞納なっているようでございます。

そういった中で、農集排については現在不納欠損額が出てないということで、これは大変喜ばしいところでありますけれども、昨年の収納率が19.8%ということで、現年度分、それが繰り越しされて、現年度分と合わせますと収納未済額が 398万 2,800円と、これ前年対比で 192.3%と大幅にふえているという現状でございます。

そういった状況でございますので、審査の中でそれぞれの質問があった中で、滞納、未収については、水道、下水、農集排、さらには町営住宅使用料、学校給食費等々、ある方についてはそれらに大分重複している方もあるということで、それらを総括した中で徴収方法を検討していくというお答えがあったわけであります。改めてその辺についての町長の考え方をお伺いするものであります。

それから、2件目ですが、吉岡南第二土地区画整理組合の保留地処分の実績を伺うということで、保留地処分、なかなか進んでいない状況にあるわけですが、組合事業推進に助成金及び企業誘致、土地利用等の指導、支援を行ったということでの実績を述べられておりますが、20年度、事業推進補助金 1,910万円、公共施設整備費用負担金 2,970万円が支出されておりますけれども、事業計画では、平成13年の11月5日に認可を受けまして、平成21年の3月31日の事業期間であったわけです。

この間、リーマンショックの影響がありまして、日本にも経済不況の大きな影響が、あるいは障害があったものと理解をしているところでありますけれども、町としても、国・県補助並びに町助成、さらには公管金を合わせて19億 5,934万 4,000円と、資金的な支援、さらには指導と大変な努力をなされてきたと思っておりますが、当初計画の最終年度、20年度で保留地処分率が42%ということであります。当然のことながら、事業期間を延長せざるを得ないというようなことで、そういった対応が余儀なくされた状況であると思っております。

21年度に入った現時点で47%という保留地の処分があるわけですが、6カ月でたった5%しか処分が進んでいないということで、大変厳しい状況

下にあるわけですが、けさの新聞で、さらに基準地価が、国土交通省の公表があったようですが、1975年の調査開始以来ということで、全都道府県で住宅地、商業地が前年対比ですべてマイナスということで、東北6県でも14年連続の下落、下げ幅もさらに拡大したという報道があったところがあります。これらを踏まえますと、大変組合の事業運営は憂慮すべき事態というふうに考えられますが、町長の今後の、町としてのですね、今後の取り組み、支援、どういうふうな考え方を持っていらっしゃるのか、まずお伺いをしたいというふうに思います。

それでは、3件目ですね。農地・水・環境保全向上活動支援事業について、その内容をお伺いしたいと思います。

農地・水・環境保全向上活動支援について、主要な施策の成果に関する説明書で、「協定締結組織が共同活動による農用地及び農業用施設等の維持管理や、協定地内の環境美化が図られた」ということで、20組織がその活動をしているところであります。この活動資金として総額 3,874万 1,760円という、活動費全体の交付でありますけれども、町負担金が 968万 5,440円、20年度ですね。それぞれにその地区地区ごとに有効に活用されていると思いますけれども、当初からこの事業は手挙げ方式ということでありますが、その取り組みをしない組織、地域が出たことをまずどのようにとらえているのか。また、取り組みをしなかった組織、地区から、後からの申し込み、あるいは希望がなかったのかということで、その辺をどのように把握していらっしゃるのか。そして、さらには途中からの取り組みは本来できない事業だったのか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

委員 長 （堀籠日出子君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、大友委員の質問にお答えします。

まず、農集排の受益者負担金、使用料の収入未済額に関するご質問でございました。

宮床地区の農業集落排水事業につきましては、平成18年度に試験供用を始めまして、平成19年度から全地区の供用開始しまして、平成20年度につ

きましては接続促進に努めてきたところでございます。分担金につきましては一律20万円となっておりますが、賦課につきましては、18年度から対象区域内の受益者ごとに随時納付通知を行いまして、原則3カ年で納付をいただくところでございます。これは一括納入でももちろん構わないんですが、基本的に3カ年ということですね。

未納者につきましては、ご指摘されましたとおり、平成20年度末で41名でございます。未納者のうちの接続済みの方が17名、未接続の方が24名となっておりますが、接続済みの方につきましては、一部納付済みで納入遅延が大部分となっております状況でございます。

また、賦課年度別では、平成18年度対象者が4名で74万9,400円、平成19年度対象者が37名で323万3,400円となっております。なお、20年度の対象未納者の未納はございません。平成19年度の37名のうち、平成21年度も賦課納付の対象となっている方が29名、接続済みの方が9名となっておりますことから、これまでの訪問督促を踏まえまして、地域共同の事業でもありますので、経済的理由の方もありますけれども、納付催告を強化し、納付計画の励行管理の徹底により早期完納に努めてまいりたいと、このように考えております。

さらに、使用料につきましては、平成18年度で7名、6万6,668円でしたが、19年度で22名の20万1,531円と年々増加の傾向となっておりますことから、水道料金とあわせ定期的な訪問徴収、納付相談、水道の停水処分などで段階的な催告強化によりまして継続的な徴収活動を図り、未納額が増加しないよう収納率の向上に努めてまいりたいというふうには考えております。

次に、吉岡南第二土地区画整理組合の保留地処分の実績に関するご質問でございました。

吉岡南第二土地区画整理組合の保留地処分につきましては、平成17年12月からの販売でございまして、本年8月末現在で98件、7万1,163平方メートルの契約となっておりまして、資金計画の保留地処分金に対しまして、先ほど委員、47%ということで、会議でも最初47%と答えたということでございますが、再度確認しましたら45.6%ということでございましたので、またちょっと若干下がりますけれども、このうちの大半が商業地の処分によるものでございまして、住宅地につきましては284区画中88区画

となっております。

本事業は、平成13年11月の5日に事業認可を受けまして、平成20年度までに完了する予定となっておったところでございますが、保留地の販売が半分にも満たない状況となっておりますことから、本年の3月19日に事業認可の変更を行いまして、平成24年度まで4年間事業期間を延長したところでございます。

町ではこれまで、委員のお話にもありましたように、事業推進費や事業推進補助金、無利子融資、新庁舎建設用地の取得、公共用地管理者負担金、公管金負担金ですね、等により、できる限りの事業支援を図ってきたところでございます。

また、昨年度に組合では春、夏、秋の3回にわたりまして住宅祭の開催やダイレクトメール、チラシ配布、仙台北部工業団地内企業への訪問など営業活動を展開いたしておりまして、29件、2億200万円の成約を見たものの、昨今の景気低迷、特に昨年9月からの世界的な経済不況から、住宅着工件数が激減をし、思うように成果とはならなかったようでございます。

今後におきましては、トヨタ自動車やパナソニックEVエナジー、センทรัล自動車など企業進出によります従業員の住宅取得に期待をしているところでございまして、町としましても、新エネルギー利用促進助成制度など新たな住宅取得に対する側面的支援を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、農地・水・環境保全向上活動支援事業についてのご質問でございます。

この事業につきましては、過疎化や高齢化、混住化が進む農村の農地、農業用水などの資源を保全するために、農家、非農家を問わずに、行政区内の農業実行組合、老人クラブ、PTA、消防団、婦人防火クラブなど、さまざまな方々の参加を得まして、農道の砂利敷き補修、水路の草刈り、しゅんせつ、花の植栽など、事業で示された地域共同の活動の取り組みに対して支援をするものでございます。この制度は平成19年度から平成23年度までの5カ年の事業でございまして、集落営農とあわせて推進をするという考え方でございます。

本町におきましては、委員お話しのとおり、20団体がこの事業に取り組

んでございまして、交付単価は田んぼが10アール当たり 4,400円、畑が 2,800円でございます、交付総額は約 3,800万円となっております、交付内訳につきましては、国が4分の2、2分の1ですね、県と町がまたその2分の1の半分ずつ、4分の1の割合になっておりまして、宮城県の農地・水・環境保全向上対策地域協議会、これは緑ネット宮城の中にあるわけでございますが、そこが窓口となって各単位組合に交付されております。中途実施の希望も寄せられてございますが、事業執行上の中途承認を行っていないのが現状でございます。

また、事業承認をいただいて環境美化、景観形成に寄与している地域とそうでない地域との格差を何らかの形で同じレベルまでもって上げることができないものかとの声もございまして、支援を求めることなく花いっぱい運動として献身的な環境美化に努められておられるボランティアの方々もございまして、ご自分の住んでいる地域をご自分の手で環境美化に貢献いただきますと本当にありがたく、感謝にたえない次第でございます。

最後に、対象地域の環境美化完成度合いに差があるのではとの声でございますが、地域活動指針が示されておりますので、指針どおり履行されているかどうか、これまでどおり実績をチェックして指導してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

委員長 （堀籠日出子君）
大友勝衛委員。

大友勝衛委員

今ご説明いただきましたけれども、審査の段階でご意見あったわけでございますけれども、要は、その当時の進め方として、分担金ですね、その発生等々について、もう少し詳しく確約すべきでなかったかというようなご意見も出たところであります。そういったことを踏まえて、それぞれの徴収努力をされておるとは思いますけれども、やはりもう少ししっかりした徴収対策等々をつくって、徴収漏れのないような進め方をしていただきたいなというふうに思います。

第二南の区画整理でございますけれども、これ、いろいろな今まで町の支援、当然されてきたということは理解しております。ただ、けさの新聞

ですと、下町、吉岡ですね、前年対比 6.7%の下落率、天皇寺で 1.9%、吉岡東が 3.3%、吉岡南 3 丁目で 2.4%、さらには東車堰がマイナス 4.5 ということで、今、南第二の組合事業の総事業費が77億 2,400万円ということで、そして現在、保留地で当て込む金額が57億6,590万円というふうになってますね。ただ、こういった下落率を換算しますと、到底この保留地処分金では間に合わないというような現状になってきてます。要するに、この金額を埋めるには、再減歩等々したり、いろんなことをしないと、この財源は生み出せないということだろうと思うんです。これは当然、組合の取り組みの中でこういった考え方をすることはまず別としまして、やはりその辺の町の指導といいますか、今後どのような方法に進めていかれるのか、やはり当然町の助言なり指導、支援がなければなかなか難しい問題じゃないのかなというふうに思っているところです。改めてその辺をもう一度お伺いをしたいと思います。

農地・水・環境保全向上活動ということで、ただ、今のご答弁ですと、集落営農やらないとこれがセットで来ないんだというようなたしか答弁のように私理解したんですが、ただ、これのパンフレット見る限りは、そういう文言が一切ないんですね。ちょっと違うのかなと私疑問に思ったものですから……。

この事業は、やはり子供さんから年とった方まで、それぞれ地域の中での交流も当然図られますし、また地域の環境をもう一度見直すというような大変すばらしい事業だと思います。そういった意味で、当初からやはり大和町全域がそれに該当するような進め方をすべきでなかったのかなというふうに思うところでもありますので、これは時限立法ということで限られるわけですから、これはこれとしまして、やはり今後このような事業が発生した場合、やはり町全体が均衡とれたような進め方をされるべきだろうと思いますので、その辺についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長 （堀籠日出子君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）
お答えをします。

まず、農集排におけます分担金の考え方といいますか、基本的な考え方をもっと事前にきちっと説明をといて、結果的にそういう形で今残っておりますので、説明が足りなかったということもあるのかというふうに思っております。

あの事業を進めるに当たって、地元で組織ができて、その中でいろいろ勧誘といいますか、取りまとめといいますか、そういったことをやってるわけでございます。町もちろんやりましたけれども。地区によっては、この分担金につきまして前から積み立てをする地区等もございました。そういった意味で、そういったところにつきましては、18年になるんですか、少ないところ、初めに使用が許可になったところですが、そういったところでは準備をしていたといいますか、そういったところで、そういう計画的にあったところもございました。その辺が徹底してなかったという部分は確かにあったというふうには思っております。

このことにつきましては、当然、分担金、皆さんにお払いをいただくわけでございますので、お払いいただくということで徴収を徹底してまいりたいと思いますし、上下水道ですね、それらと一緒に徴収活動を徹底してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、南区画整理組合、きょうの新聞で、土地価格、下落ということでございます。区画整理組合ですから、期間、非常に長い期間の中でやるものですから、上がり下がりもあるのも現実的な問題だなというふうに思っておりますが、現に下がってきたということでございます。今後の組合の持っていき方、これにつきましては我々からどうのこうのと率先して言えるものではございませんが、方法としては、例えば減歩とかそういったことも、これまで委員さんのところでやっておられたとか、そういったご苦労、ご経験されておりますので、そういったことについて、やり方についてはそういった方法もあるんだろうというふうに思っております、町からこうしなさいというものではないと思いますけれども、今後につきましては、延期はしているものの、今の計画では土地を売っていくという計画の中であるようでございますが、その辺について県の方ともいろいろご相談をする、ご相談といいますか、意見の交換をしながら、どういう方向に持っていけば、進めばいいのか、町としてできることは何なのか、そ

ういったことも考えていかなければいけないというふうに思います。

それから、3番目の農地・水・環境保全の事業でございますが、この事業につきましては、スタート時から、最初に申し込んだところだけの受け付けといいますか、もともとの金額といいますか、そういったことがありまして、途中からの入会は、入会といいますか、参加はなかなか認められないというふうな国の考え方というか、そういったものありまして、それでスタートしました。

この制度につきましては、いろいろ難しいといいますか、理解するのが難しく、例えばこれをやることによって、これまでやってきた農作業の地域の和が乱れるとか、そういったご意見もあったところです。それで、松島と色麻さんですかね、これには取り組んでおりませんでした。

そういった中でスタートしたところでございますが、地域がまとまるということがぜひ必要だったということと、あと、あるエリアがまとまるということですね。その期間が非常に短い期間で、数カ月、2カ月かそこらでまとめ上げなきゃならないということがありましたので、取り組むに当たっては、それまで集落営農とかそういうのをやっておられる地域であれば取り組むということ、町の方でもそういったところに、指導したわけではございませんけれども、なっていたところでございます。これは年間計画とか立てまして、当然こういった金額来ますので、今後監査とかそういった対象にもなってまいりますので、組織的にもある程度しっかりしたところという意味合いもありまして、この集落営農のエリアの方々を中心にやったということでございます。

今こういう話をするのも、これの来たときには、大変短い期間でありまして、何でこういうことを急にやるんだとあって、いろんな意見があった中で取り組んだ経緯もございまして、初めからもう少し説明の期間があれば、もっと違った、広い運用の仕方とかですね、そうやってできたというふうに思っておりますが、これはどこかでだれが悪いということではなくて、こういった制度、せつかくやるんですから、いい制度であれば、いい制度であるように、利用できるような研究もしっかりしてこれからやっていきたいと、このように思います。

委員長（堀籠日出子君）

大友勝衛委員。

大友勝衛委員

今、再度答弁いただきましたけれども、町税等々につきましては、やはり不納欠損にならないようなまず取り組みをきちっとしていただくということをお願いしたいと思います。

それから、南については、当然、独立した組合でありますけれども、いずれにしても、町の考え方、ご支援、助成、あるいは取り組みに対する方法等についても当然ご指導あるものと思いますので、なお一層、組合が途中で分解しないような、ぜひご指導いただければというふうに思います。

以上で終わります。

委員長（堀籠日出子君）

以上で代表質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午後2時46分 休 憩

午後2時56分 休 憩

委員長（堀籠日出子君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、決算特別委員会に付託された平成20年度の各種会計収入支出決算についての質疑を終わります。

お諮りします。

平成20年度の各種会計決算の認定については、討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、平成20年度の各種会計決算の認定については、討論を省略して採決いたします。

お諮りします。

平成20年度の各種会計決算の認定については、一括採決したいと思います。賛成の方はご起立をお願いします。

賛成者起立

全員賛成です。よって、平成20年度の各種会計決算の認定については、一括採決することに決定いたしました。

これより平成20年度各種会計決算について一括採決いたします。

本決算を原案どおり認定することに賛成の方はご起立願います。

賛成者起立

よって、決算特別委員会に付託された平成20年度の各種会計決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

大和町議会決算特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 5 9 分 閉 会